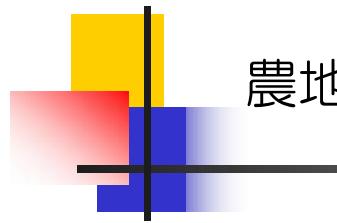


# 相続税・贈与税



# 農地等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の見直し

## ポ イ ン ト

農地等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、見直しをおこなうことになります。

## 改 正 内 容

農地等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について下記の①～④の見直しをおこなうことになります。

内 容	現 行	改 正 案
① 贈与税の納税猶予における特定貸付けの特例（※1）のうち、農業中間管理事業のために貸し付ける場合の受贈者の納税猶予の適用期間要件	10年以上（貸付け時において65歳未満の場合には20年以上）	要件なし
② 贈与税の納税猶予の適用を受けることができる者	認定農業者等に限らない	認定農業者等に限る
③ 特例適用農地等に区分地上権が設定された場合で、農業相続人等が耕作を継続しているとき	納税猶予の期限確定	納税猶予を継続
④ 農地法の改正に伴う農業生産法人制度の見直し		所要の措置が講じられる

※1 特定貸付けの特例

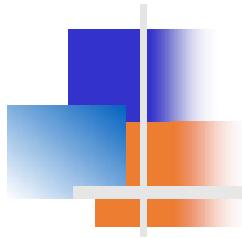
相続税の納税猶予の適用を受けている人が、納税猶予の適用を受けている農地等のうち農地又は採草放牧地の全部又は一部について、特定の貸付けを行ったときは、納税猶予制度が継続される特例（特定貸付けを行った日から2月以内に届出書を税務署長に提出する必要あり）

「特定貸付け」とは、相続税の納税猶予の適用を受けている農地等のうち、市街化区域内にある農地等以外の農地又は採草牧草地について地上権、永小作権、使用貸借による権利または賃借権の設定による次の貸付けをいいます。

- ①農業経営基盤強化促進法による農地保有合理化事業のうち農地売買等事業のための貸付け
- ②農業経営基盤強化促進法による農地利用集積円滑化事業のうち農地所有者代理事業又は農地売買等事業のための貸付け
- ③農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の定めによる貸付け

## 適 用 時 期

上記①は平成28年4月1日以後の貸付け、上記②は同日以後の贈与、上記③は同日以後の区分地上権の設定について適用



# 個人所得課稅

# 医療費控除の特例（スイッチOTC薬控除）の創設

## ポイント

セルフメディケーション（自主服薬）推進のためのスイッチOTC薬控除（医療費控除の特例）が新たに創設されます。

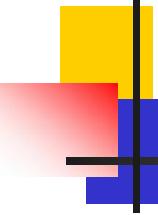
## 改正内容

医療費控除の特例（スイッチOTC薬控除）と現行の医療費控除は併用できません。

	医療費控除の特例（スイッチOTC薬控除） 新設	現行の医療費控除
対象者	一定の取組を行う個人 一定の取組とは、次の検診または予防接種（医師の関与があるものに限定） ①特定健康診査②予防接種③定期健康診断 ④健康診査⑤がん検診	居住者
対象となる医療費	一定のスイッチOTC医薬品 …要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品（類似の医療用医薬品が医療保険給付の対象外のものを除く）	医師または歯科医師による診療または治療、治療または療養に必要な医薬品の購入その他医療またはこれに関連する人的役務の提供の対価のうち通常必要であると認められるものとして一定のもの
所得控除額	控除対象薬品 - ① - ② ① 保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補填される部分の金額 ② 12,000円	医療費の額- ① - ② ① 保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補填される部分の金額 ② 100,000円（総所得金額等が200万円未満の場合は総所得金額等の5%）
控除限度額	最大 88,000円	最大 2,000,000円
適用範囲	自己または自己と生計を一にする配偶者その他の親族のためにその年中に支払った金額	

## 適用時期

平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に、その対価を支払った年分に適用



# 所得税 NISAの利便性向上

## ポイント

NISAの更なる普及に向けて、非課税口座に関する手続きの一部が簡素化されます。  
非課税口座内の上場株式等が国外転出時課税の対象になる場合の時価評価日等が見直されます。

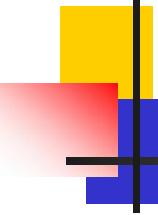
## 改正内容

1. 非課税適用確認書の交付申請書に、基準日における国内の住所の記載及び当該住所を証する書類の添付が不要となります。  
(平成30年以後の勘定設定期間に係る非課税適用確認書の交付申請書から適用されます)
2. 平成29年分の非課税管理勘定が設定されている非課税口座を平成29年10月1日において開設している居住者等で、同日において個人番号をその非課税口座を開設している金融機関に告知している場合は、同日に平成30年1月1日から平成35年12月31日までの勘定設定期間が記載されるべき非課税適用確認書の交付申請書の提出をしたものとみなすことになります。
3. 非課税口座を開設している居住者等が、出国により非課税口座を廃止する場合において、国外転出時課税の適用を受ける場合は、その非課税口座内の上場株式等を、出国日の3月前の日の価額により譲渡し、かつ、再取得したものとして譲渡所得等の非課税措置が適用されます。  
これにより、時価評価時点が出国日の3月前の日に統一されることになります。

### 【譲渡価額の時価評価時点】

	現行	改正案
国外転出時課税の適用に係る譲渡価額	国外転出日の3月前の日	国外転出日の3月前の日
NISAによる払出しに係る譲渡価額	NISA口座からの払出し日	国外転出日の3月前の日

上記3の改正については、ジュニアNISAについても同様の取扱いとなります。



## 非課税所得の範囲の拡充（所得税・個人住民税）

### ポイント

通勤手当の非課税限度額が月額15万円（現行10万円）に引き上げられるなど、非課税所得の範囲の見直しがおこなわれます。

### 改正内容

内容	現 行	改正案	適用時期
①いわゆるこども銀行の預貯金等の利子の非課税	小学校、中学校、高等学校、中等教育学校等	小中一貫教育を実施する義務教育学校を追加	不明
②通勤手当の非課税限度額	月額10万円	月額15万円	平成28年1月1日以後に受けるべき通勤手当
③学資に充てるため給付される金品で非課税所得とならない給与その他の性質を有するもの	課税	一部を除き非課税※	平成28年4月1日以後に給付される金品

※給与所得者がその使用者から通常の給与に加算にして受けるもので下記に掲げるものを除きます。

- i. 法人である使用者からその法人の役員に対して給付されるもの
- ii. 法人である使用者からその法人の使用人（役員を含む）の配偶者その他の使用人の特殊関係者に対して給付されるもの
- iii. 個人事業主からその個人事業主の営む事業に従事する親族（生計を一にする者を除く）に対して給付されるもの
- iv. 個人事業主からその個人事業主の使用人の配偶者その他のその使用人の特殊関係者に対して給付されるもの

### 適用時期

- ② 平成28年1月1日以後に受けるべき通勤手当について適用
- ③ 平成28年4月1日以後に給付される金品について適用

# 扶養控除等申告書等への個人番号の記載の省略（所得税）

## ポイント

給与等、公的年金等または退職手当等の支払者が、一定の申告書の提出者の個人番号その他の事項を記載した帳簿を備えているときは、申告書の提出者は個人番号の記載を省略することが可能となります。

## 改正内容

従業員や年金受給者が、給与等、公的年金等または退職手当等の支払者に対して、下記の申告書の提出をする場合において、その支払者が、その提出者の個人番号およびその申告書に記載すべき控除対象配偶者または扶養親族等の個人番号その他の事項を記載した帳簿を備えているときは、その提出者は、申告書に個人番号の記載を省略することができるようになります。

（従業員等）



（勤務先等の支払者）



従業員等が勤務先等に  
個人番号を提出済

### 【改正案】

支払者が従業員等の個人番号や控除対象配偶者または扶養親族等の個人番号等を記載した帳簿を備えている場合、扶養控除等申告書等への個人番号の記載が不要

### 【個人番号の記載を省略することが出来る申告書】

- ① 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書
- ② 従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書
- ③ 退職所得の受給に関する申告書
- ④ 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

## 適用時期

平成29年分以降の所得税について適用

# 公益法人等への寄附金に係る税額控除制度の対象の拡充

## ポイント

事業規模が小さい公益法人等についても個人寄附に係る税額控除制度の対象となることができるよう、寄附実績に係るPST要件の絶対値基準が当該法人の公益目的事業等の規模に応じて緩和されます。

## 改正内容

公益活動を促進する観点から、事業規模が小さい公益法人等についても個人寄附に係る税額控除制度の対象となることができるよう、PST要件の実績判定期間内における各事業年度の公益目的事業費用等の額が1億円に満たない公益法人等については、PST要件のうち絶対値要件が当該法人の公益目的事業費用等の規模に応じて緩和されます。

### 現行のPST（パブリック・サポート・テスト）要件

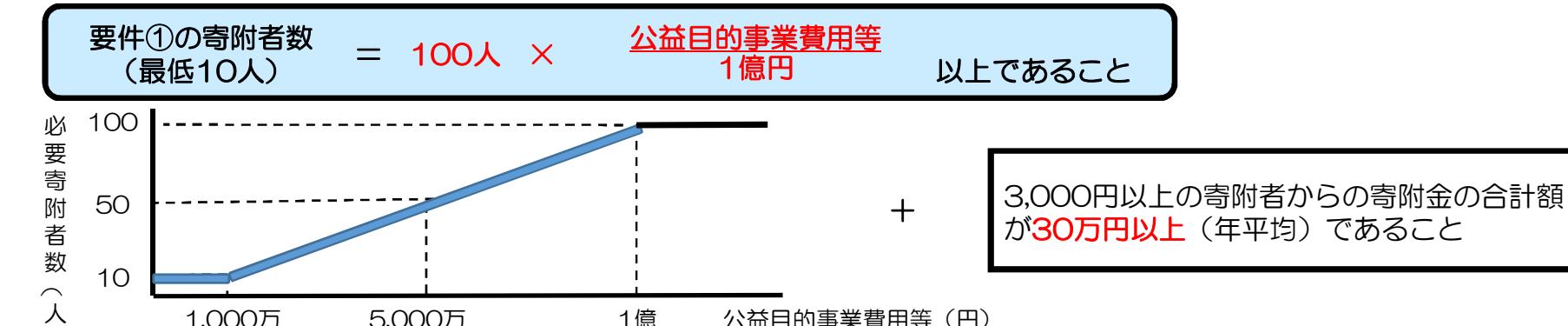
法人が過去に受けた寄附実績（原則5年間の実績判定期間）において、以下の要件のいずれかを満たすことが必要

要件① 絶対値基準：3,000円以上の寄附者が、平均して年に100人以上

要件② 相対値基準：法人の経常収入金額に占める寄附金等収入の割合が、1/5以上

### 改正後のPST要件

各事業年度の公益目的事業費用等が1億円に満たない公益法人等（※）について、要件①が次のように緩和



※ 公益社団法人及び公益財団法人、学校法人及び準学校法人、社会福祉法人、更生保護法人が対象  
公益法人以外の規模判定の基準は、学校法人及び準学校法人にあっては私立学校等の経営に関する事業の費用、  
社会福祉法人にあっては社会福祉事業費用、更生保護法人にあっては更生保護事業費用

（出典：内閣府）

## 適用時期

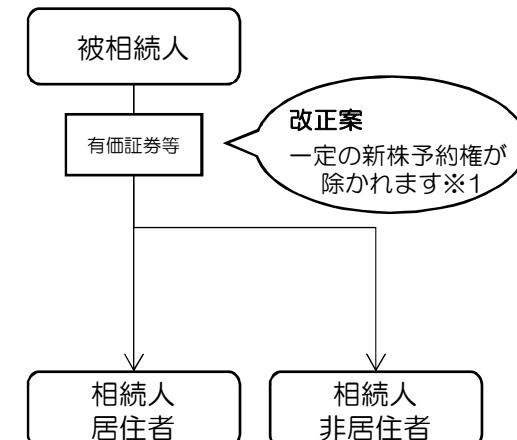
平成28年分以後の所得税について適用

# 国外転出をする場合の譲渡所得等に係る修正申告又は更正の請求

## ポイント

相続等で非居住者が有価証券等を取得したことにより国外転出時課税制度の適用を受けた場合に、一定の事由を原因とする修正申告及び更正の請求制度が創設されます。

## 改正内容



### 【一定の事由】

- ①有価証券等につき未分割により法定相続分で相続があったものとして国外転出時課税制度の適用があった後に遺産分割が行われたこと。
- ②強制認知の判決の確定等により相続人に異動が生じたこと。
- ③遺留分減殺請求に基づき返還すべき、又は弁償すべき額が確定したこと。
- ④遺贈に係る遺言書が発見され、又は遺贈の放棄があったこと。
- ⑤相続等により取得した財産についての権利の帰属に関する訴えについての判決があったこと。
- ⑥条件付き遺贈について、条件が成就したこと。

### 一定の事由が発生

一定の事由が生じた日から4か月以内に、被相続人に係る所得税の修正申告書又は更正の請求を行います。

※1金融商品取引法第2条第1項に規定する有価証券から、新株予約権その他これに類する権利で株式を無償又は有利な価額により取得することができるもののうち、その行使による所得の全部又は一部が国内源泉所得となるものが除外されます。

## 適用時期

- ①修正申告及び更正の請求制度：平成28年1月1日以後に生じた一定の事由より適用
- ②有価証券等の範囲の改正案：平成28年分以後の所得税について適用

# 国外転出をする場合の譲渡所得等に係る取り扱いの変更①

## ポイント

国外転出時課税制度の納稅猶予制度の適用を受けている非居住者が、同制度適用後に有価証券等を取得している場合の取り扱いが明確化されます。

## 改正内容

納稅猶予の適用を受けている非居住者が、国外転出後に有価証券等を取得した場合の取り扱いが明確化されます。

### 【改正案】

納稅猶予の適用を受けている非居住者が、国外転出後に有価証券等を譲渡した場合には次のように判定します。

- (1) 「①納稅猶予の適用を受けている有価証券等」と「②それ以外の有価証券」に区分し、②の有価証券等から先に譲渡したものとする。この場合の有価証券等には、贈与等により取得した有価証券等でその贈与者等が納稅猶予の適用を受けているものを含むものとされます。
- (2) ①の有価証券等を譲渡したものとされる場合には、先に取得したものから先に譲渡したものとされます。

×年10月1日 国外転出(納稅猶予を適用)	2,000株
×+1年4月1日 取得(居住者より贈与※)	1,000株
×+1年10月1日 取得(売買)	500株
×+2年3月1日 譲渡	1,500株

### 【現行】

譲渡後の残高
どちらの株式から譲渡したものとするのか規定なし
0株
0株

### 【改正案】

譲渡後の残高
1,000株
1,000株
0株

先に取得したものから先に譲渡したものとされます

## 適用時期

平成28年1月1日以後の譲渡等について適用

# 国外転出をする場合の譲渡所得等に係る取り扱いの変更②

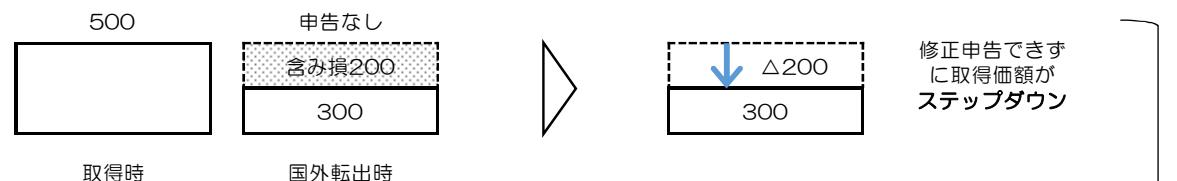
## ポイント

国外転出時課税の適用を受ける者が、国外転出時に確定申告をしない場合には、有価証券等の取得価額を洗い替える措置の適用がないこととされます。

## 改正内容

国外転出時課税制度の適用がある場合には、国外転出時にその時の時価により有価証券等を譲渡して再取得したものとみなされ、その有価証券等の取得価額は時価に洗い替えられることになります。これは確定申告の有無にかかわらず適用されます。ただし、5年以内に帰国をした場合等には更正の請求を行うことで、有価証券等の取得価額を国外転出前の価額に戻す措置がとられていますが、確定申告をしないで国外転出をした場合には、以下のような問題が生じていました。

### ①譲渡損失が生じており、確定申告をしていない場合

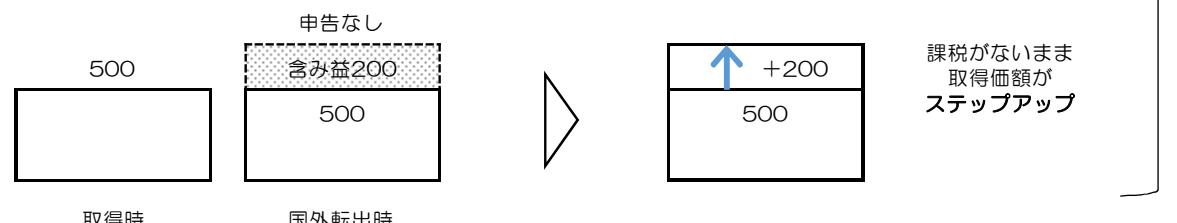


修正申告できず  
に取得価額が  
ステップダウン

### 【改正案】

国外転出時課税を受ける者が、確定申告をしないで国外転出をした場合等には、有価証券等の取得価額を時価に洗い替えないこととし、ステップダウンまたはステップアップはされないこととなります。

### ②申告義務があるにもかかわらず、確定申告をしていない場合



課税がないまま  
取得価額が  
ステップアップ

## 適用時期

平成28年1月1日以後に帰国をした場合について適用

# 国外転出時課税制度に係る納税猶予の期限満了に伴う納期限の見直し

## ポイント

国外転出時課税制度に係る納税猶予の期限満了に伴う納期限が、国外転出時の日または贈与の日もしくは相続開始の日から5年4か月(または10年4か月)を経過する日とされます。

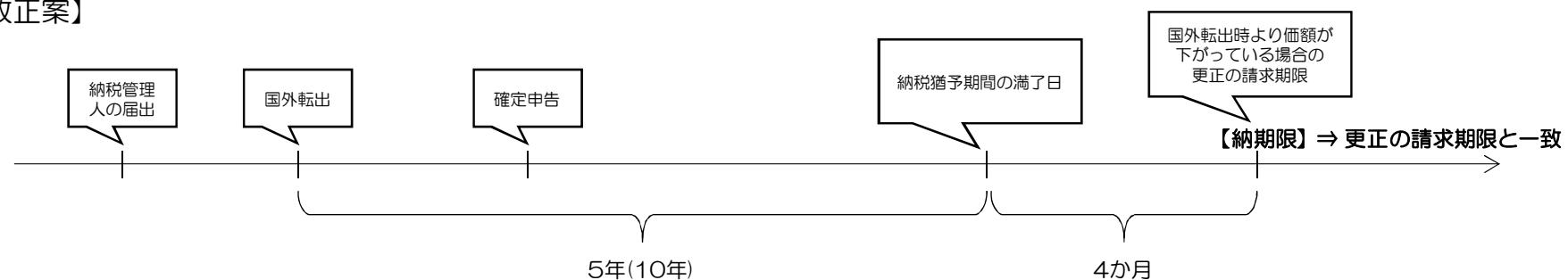
## 改正内容

### 【現行】



**【現行制度の課題】** 国外転出時課税制度の適用対象となった有価証券等の価額が、納税猶予の期限の満了日に国外転出時よりも下落している場合には、課税の再計算を行うことができますが、納税猶予の期限満了に伴う納期限が国外転出の日から5年(10年)を経過する日となっているため、一旦納付をする必要があります。

### 【改正案】



## 適用時期

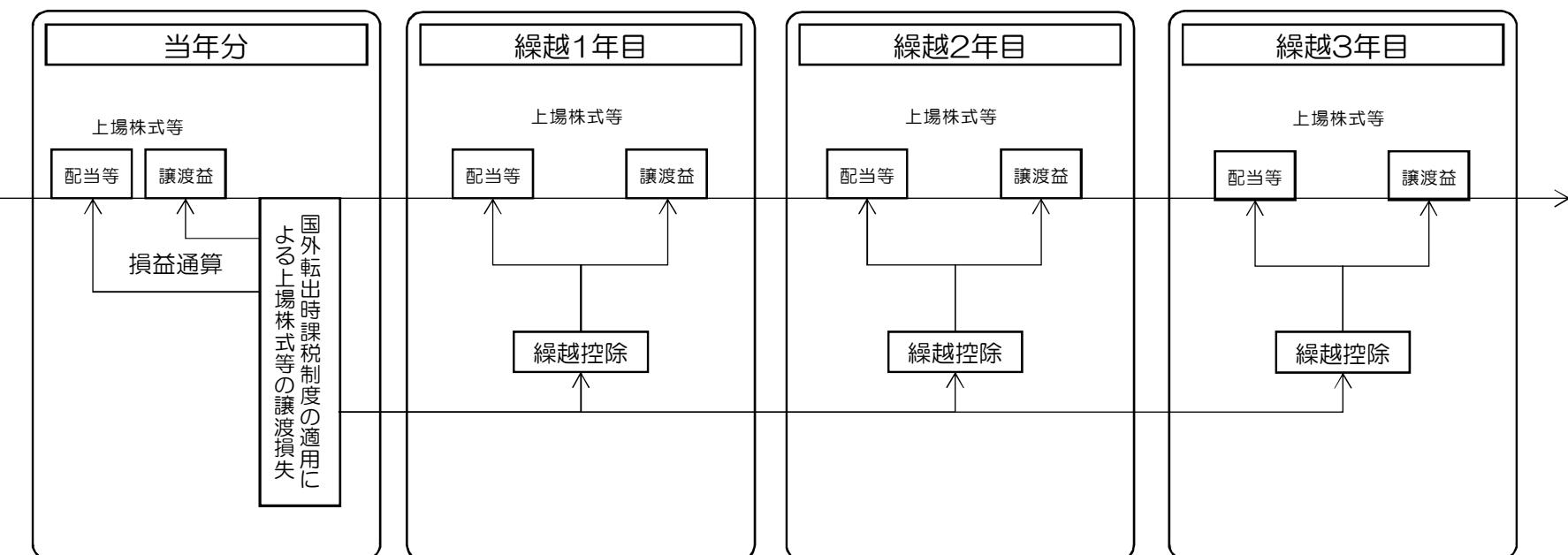
平成28年1月1日以後に納税猶予に係る期限の満了日が到来する場合について適用

# 国外転出時課税により譲渡損失が生じた場合の繰越控除等の適用

## ポイント

国外転出時課税制度が適用されたことにより譲渡があったものとして生じた上場株式等の譲渡損失についても、上場株式等の譲渡損失の損益通算および繰越控除の対象に追加されます。

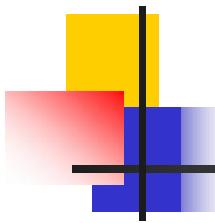
## 改正内容

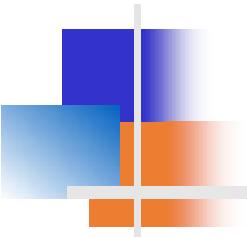


【留意点】国定転出時課税の適用後に、5年(10年)以内に帰国をし、国外転出時課税の取り消しを受けた場合には、譲渡損失がなかったものとなり、修正申告を行う必要があります。また、本税以外に延滞税等の納付義務も生じます。

## 適用時期

明記なし





# 住宅土地税制

# 空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例の創設（所得税・住民税）

## ポイント

空き家の発生を抑制するための特例措置が創設されます。

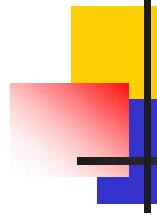
取得をした不動産が被相続人の居住用不動産である場合、その居住用不動産を譲渡した譲渡所得の金額は、一定の要件を満たせば、居住用財産の譲渡所得の3,000万円の特別控除が適用できるようになります。

## 改正内容

制度概要	被相続人の一定の居住用不動産を譲渡した場合、一定の要件を満たせば、 <u>居住用財産の譲渡所得の3,000万円特別控除が適用可能</u>
適用対象資産	<u>被相続人居住用家屋※</u> 及び その相続の開始の直前においてその被相続人居住用家屋の敷地の用に供されていた <u>土地等</u> ※相続開始の直前において被相続人の居住の用に供されていた家屋（昭和56年5月31日以前に建築された家屋（区分所有建築物を除く）であって、当該相続の開始の直前において当該被相続人以外に居住をしていなかったものに限ります。）
適用対象期間	<u>平成28年4月1日から平成31年12月31日までの間の譲渡</u> かつ 相続の時から相続の開始があった日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの間の譲渡
譲渡対価	譲渡対価が <u>1億円</u> を超えるものを除く
対象となる譲渡の要件	次のいずれかに該当する場合 (1) <u>被相続人居住用家屋の譲渡</u> （①と②の要件を満たすものに限る） または、その被相続人居住用家屋とともにその敷地の用に供されている <u>土地等の譲渡</u> ① その相続の時からその譲渡の時まで事業の用、貸付の用または居住の用に供されていたことがないこと ② その譲渡の時において地震に対する安全性に係る規定またはこれに準ずる基準に適合するものであること (2) <u>被相続人居住用家屋</u> （①の要件を満たすものに限る）の除却をした後に、 <u>その敷地の用に供されていた土地等</u> （②の要件を満たすものに限る）の譲渡 ① その相続の時からその除却の時まで事業の用、貸付の用または居住の用に供されていたことがないこと ② その相続の時からその譲渡の時まで事業の用、貸付の用または居住の用に供されていたことがないこと
手続	確定申告書に、地方公共団体の長等のその被相続人居住用家屋及びその被相続人居住用家屋の敷地の用に供されていた土地等が上記（1）又は（2）の要件を満たすことの確認をした旨を証する書類その他の書類の添付がある場合に限り適用
その他	相続財産に係る譲渡所得の課税の特例との選択適用とするほか、居住用財産の買換え等の特例との重複適用その他所要の措置が講じられます。

## 適用時期

平成28年4月1日から平成31年12月31日までの譲渡に適用



# 住宅の三世代同居改修工事等に係る住宅ローン控除特例の創設

## ポイント

三世代同居を目的として、自己所有し居住する住宅の三世代同居改修工事等を行った場合については、住宅借入金等に係る所得税額の特別控除が創設されます。

## 改正内容

リフォームローン残高限度額	控除率	控除期間	最大控除額
三世代同居改修工事等	250万円	2%	1年～5年
その他の工事	750万円	1%	62.5万円 (5年間)

内 容	三世代同居改修工事の住宅借入金等（償還期間5年以上）年末残高1,000万円以下の部分について、控除率を乗じた金額を所得税額から控除する
控除期間	居住の用に供した年から5年間
対象工事	I キッチン II 浴室 III 玄関 IV トイレ
工事要件	①上記 I から IV までのいずれかの増設であること ②改修後、上記 I から IV までのうち、いずれか2つ以上が複数となること ③対象工事の費用が50万円超（補助金等の交付を受けた場合は、控除後の金額）であること

※1 その他の要件は、現行の住宅の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の要件と同様です。

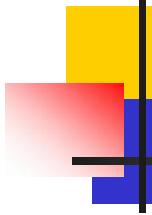
※2 その年分の合計所得金額が3,000万円を超える場合には、本税額控除の適用はできません。

※3 三世代同居改修工事等の証明書の発行は、住宅の品質確保の促進等に関する法律に規定する登録住宅性能評価機関、建築基準法に規定する指定確認検査機関、建築士法の規定により登録された建築事務所に所属する建築士又は特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律の規定による指定を受けた住宅瑕疵担保責任保険法人がおこなうものとされています。

※4 二以上の増改築等をした場合の控除額計算の調整措置等が講じられます。

## 適用時期

三世代同居改修工事等を行い、平成28年4月1日から平成31年6月30日までの間に居住の用に供した家屋について適用



# 住宅の三世代同居改修工事等に係る所得税額控除特例の創設

## ポイント

三世代同居を目的として、自己所有し居住する住宅の三世代同居改修工事等を行った場合については、既存住宅に係る所得税額の特別控除が創設されます。

## 改正内容

税額控除額 = 対象工事の標準的な費用相当額（限度額250万円） × 10%

内 容	三世代同居改修工事の標準的な費用相当額の10%相当額を所得税額から控除する (標準的な工事費用相当額=部位ごとの単位あたりの標準的な費用×改修箇所数)
控除期間	居住の用に供した年のみ
対象工事	I キッチン II 浴室 III 玄関 IV トイレ
工事要件	①上記 I から IV までのいずれかの増設であること ②改修後、上記 I から IV までのうち、いずれか2つ以上が複数となること ③対象工事の標準的な費用相当額が50万円超（補助金等の交付を受けた場合は、控除後の金額）であること

※1 その年分の合計所得金額が3,000万円を超える場合には、本税額控除の適用はできません。

※2 その年の前年以前3年内の各年分において本税額控除の適用を受けた者については、本税額控除の適用はできません。

※3 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除又は特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の適用を受ける場合は、本税額控除は適用できません。

※4 三世代同居改修工事等の証明書の発行については、住宅の品質確保の促進等に関する法律に規定する登録住宅性能評価機関、建築基準法に規定する指定確認検査機関、建築士法の規定により登録された建築事務所に所属する建築士又は特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律の規定による指定を受けた住宅瑕疵担保責任保険法人がおこなうものとされています。

※5 確定申告書に控除に係る明細書、上記※4の書類、登記事項証明書等の添付がある場合に限り適用されます。

## 適用時期

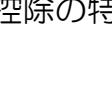
三世代同居改修工事等を行い、平成28年4月1日から平成31年6月30日までの間に居住の用に供した家屋について適用

# 居住用財産の買換え等に係る特例措置の延長

## ポイント

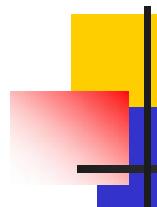
居住用財産の譲渡にあたり、譲渡益又は譲渡損が生じた場合に応じて、それぞれの税制上の特例措置が延長されます。

## 改正内容

特例内容	制度の内容	取扱い（適用期限等）
(1) 特定居住用財産の買換え等の場合の長期譲渡所得の課税の特例   →  →  売却益→課税の繰り延べ	個人が所有期間10年超の居住用財産を譲渡し、新たに一定の居住用財産を取得した場合に譲渡益が発生したときは、課税が繰り延べられます。 (譲渡資産の譲渡対価に係る要件は、1億円以下に据え置き)	適用年度が <u>2年間延長</u>
(2) 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例   →  →  売却損→他の所得と損益通算	個人が所有期間5年超の居住用財産を譲渡し、新たに一定の居住用財産を取得した場合に譲渡損失が発生したときは、他の所得との損益通算及び翌年以後3年間の繰越控除が認められます。	適用年度が <u>2年間延長</u>
(3) 特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例   →  →  売却損→他の所得と損益通算	個人が所有期間5年超の居住用財産を譲渡し、譲渡損失が発生したときは、譲渡した資産に係る住宅ローン残高から譲渡価格を控除した額を限度に、他の所得との損益通算及び翌年以後3年間の繰越控除が認められます。	適用年度が <u>2年間延長</u>

## 適用時期

平成29年12月31日まで延長



# 住宅取得等に係る特例措置

## ポイント

住宅取得等に係る措置について、現行の居住者が満たすべき要件と同様の要件で、非居住者期間中に住宅の新築若しくは取得又は増改築等を行った場合についても適用できることになります。

## 改正内容

【拡充】

	適用できる特別控除	特別控除の対象となる税金
①	住宅借入金等を有する場合の特別控除	所得税額 住民税額
②	特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の特別控除の控除額に係る特例	所得税額
③	既存住宅の耐震改修をした場合の特別控除	所得税額
④	既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の特別控除	所得税額
⑤	既存住宅の新築等をした場合の特別控除	所得税額
⑥	東日本大震災の被災地等に係る住宅借入金等を有する場合の特別控除等の重複適用に係る特例	所得税額 住民税額
⑦	東日本大震災の被災地等に係る住宅借入金等を有する場合の特別控除等の控除額に係る特例	所得税額 住民税額

## 改正内容

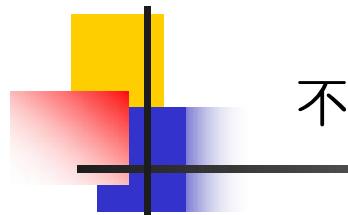
【縮減】

- ①住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除
- ②特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額

※上記①、②に係る特例の適用対象となる「省エネ改修工事に係る省エネ要件の緩和措置」は、適用期限の到来を持って廃止になります。

## 適用時期

【拡充】非居住者が平成28年4月1日以後に住宅の新築若しくは取得又は増改築等をする場合について適用  
【縮減】平成31年6月30日をもって廃止



# 不動産に関するその他の改正（登録免許税・不動産取得税）

## ポイント

登録免許税・不動産取得税等の軽減措置は、適用期限の定めがあります。適用期限が到来し、見直し等のうえ延長されたものについては廃止されます。適用期間等に注意する必要があります。

## 改正内容

### 【登録免許税】

項目	本則税率	軽減税率	延長期間
特定認定長期優良住宅の所有権保存登記等に対する税率軽減措置	保存 0.4% 移転 2.0%	保存 0.1% 移転 0.1% ※	2年
認定低炭素住宅の所有権保存登記等に対する税率軽減措置	保存 0.4% 移転 2.0%	保存 0.1% 移転 0.1%	
特定の増改築等がされた住宅用家屋所有権の移転登記に対する税率軽減措置	2%	0.1%	

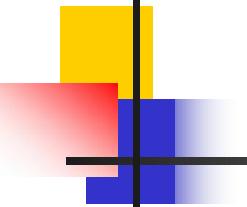
※戸建て住宅の特定認定長期優良住宅については、0.2%となります。

### 【不動産取得税】

項目	内容	延長期間
新築住宅特例適用住宅用土地に係る減額措置	土地を取得した日から3年以内（本則2年）にその土地の上に住宅が新築された場合等一定の場合は、不動産取得税を減額。 (200m <sup>2</sup> を限度として住宅の床面積の2倍までの税額を減額)	2年
新築の認定長期優良住宅に係る課税標準の特例措置	課税標準からの控除額を一般住宅より増額 (一般住宅) 1,200万円 ⇒ (認定長期優良住宅) 1,300万円	
宅地建物取引業者等が取得した土地の特例措置	新築の日から1年（本則6月）を経過した日において分譲されていない建売住宅がある場合、その土地に係る不動産取得税は宅地建物業者に課税	

## 適用時期

平成30年3月31日まで延長



# 不動産に関するその他の改正（固定資産税）

## 改 正 内 容

【新設】利用の効率化および高度化の促進が必要な農地の保有について、次の課税の強化・軽減の措置が講じられます。

強化	農地法に基づく農業委員会による農地中間管理機構の農地中間管理権の取得に関する協議の勧告を受けた遊休農地について、固定資産税における農地の評価において農地売買の特殊性を考慮し正常売買価格に乘じられている割合（平成27年度の評価替えにおいて0.55）を乗じないこととする等の評価方法の変更を平成29年度から実施するため、所要の措置が講じられます。
軽減	所有する全ての農地（10a未満の自作地を除く）に農地中間管理事業のための賃借権等を新たに設定し、かつ、その賃借権等の設定期間が10年以上ある農地に係る固定資産税および都市計画税について、課税標準を最初の3年間価格の2分の1（賃借権等の設定期間が15年以上ある農地については最初の5年間価格の2分の1）とする措置が2年間に限り講じられます。

【延長・見直し等】

項目	減額措置	減額期間	延長期間
新築住宅に係る固定資産税の税額の減額措置	120m <sup>2</sup> まで1/2減額	マンション 5年 戸建て 3年	2年
新築の認定長期優良住宅に係る固定資産税の税額の減額措置		マンション 7年 戸建て 5年	
耐震改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置	120m <sup>2</sup> まで全額減額	改修完了の翌年 から最大2年	2年3ヶ月
バリアフリー改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置を一定の見直し（※1①②③）のうえ、延長	100m <sup>2</sup> まで1/3減額	工事完了の翌年分	2年
省エネ改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置を一定の見直し（※1②③）のうえ、延長	120m <sup>2</sup> まで1/3減額		

※1 ①対象となる住宅が、平成19年1月1日に存していた住宅から新築された日から10年以上を経過した住宅となります

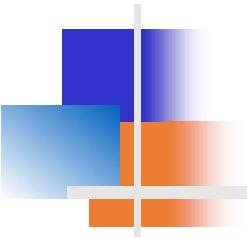
②改修後の住宅の床面積が50m<sup>2</sup>以上とする要件が追加

③工事費要件について、50万円超（国または地方公共団体からの補助金等をもって充てる部分を除く）に変更

※2 延長内容を一部抜粋

## 適 用 時 期

平成30年3月31日まで延長



# 消費稅

# 消費税 改正の概要① 軽減税率の導入とインボイス制度

## ポイント

- ① 消費税率10%改正時（平成29年4月）に軽減税率8%が導入されます。
- ② 軽減品目は一定の飲食料品と定期購入の新聞が対象となります。
- ③ 複数税率に対応した仕入税額控除の方法として、インボイス制度が平成33年4月より導入されます。それまでの間については、区分経理に対応するため一定の措置が講じられます。

## 改正内容

### 軽減税率制度の導入と軽減税率対象品目

平成29年4月1日からの消費税率引き上げに合わせて、軽減税率8%（国税6.24%・地方税1.76%）が導入されます。

#### 【軽減税率の対象品目】

- 1.飲食料品（詳細は次ページ）
- 2.定期購読の新聞（一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会事実を掲載する週2回以上発行される新聞に限る）

### 適格請求書等保存方式（インボイス制度）

複数税率制度に対応するため、適格請求書等保存方式（インボイス制度）が平成33年4月1日から導入されます。

#### 【インボイス制度導入の影響と対応】

- 1.適格請求書発行事業者（仮称）から交付を受ける「適格請求書（仮称）」の保存が仕入税額控除の要件となります。
- 2.上記の請求書は免税事業者は発行できません。（＝免税事業者からの仕入は税額控除できない）
- 3.免税事業者が取引対象者から除外される可能性があるため、平成33年4月1日から6年間は一定の計算による仕入税額控除が認められます。

### 区分経理のための経過措置

適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入されるまでの間（平成29年4月1日から平成33年3月31日）は、現行の請求書等保存方式を基本的に維持しつつ、区分経理に対応するための措置が講じられます。

## 適用時期

軽減税率は平成29年4月1日（適格請求書等保存方式（インボイス制度）は平成33年4月1日）以後に行う資産の譲渡等及び課税仕入れ等について適用

# 消費税 改正の概要② 税額計算の方法及び特例の施行スケジュール

## ポイント

- ① 平成33年4月に「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」が導入されます。
- ② インボイス制度導入までの間は、簡素な方式として「区分記載請求書等保存方式」が導入されます。
- ③ 複数税率に対応した区分経理が困難な中小事業者や、システム整備が間に合わない事業者がいることを想定した、税額計算の特例が創設されます。

## 改正内容

	平29.4(導入) 【現行制度】	平33.4 【区分記載請求書等保存方式】 (平成29年4月~)	平36.4 【適格請求書等保存方式】 (平成33年4月~)	平39.4
税額計算の方法	税込価格からの割戻し計算	現行どおり	・適格請求書の税額の積上げ計算 ・取引総額からの割戻し計算	のいずれかを選択
請求書等の発行義務	請求書等の交付義務なし ※免税事業者も発行可	現行どおり	適格請求書の交付義務あり ※免税事業者は発行不可	
仕入税額控除の要件	請求書等の保存が要件 ※免税事業者からの仕入税額控除可  せり売りなど代替発行された請求書による仕入税額控除可  中古品販売業者の消費者からの仕入れ等の仕入税額控除可	現行どおり  買手が追記した区分記載請求書による仕入税額控除可	適格請求書の保存が要件 ※免税事業者からの仕入税額控除不可  免税事業者からの仕入税額控除の特例 (80%控除)	(50%控除)
税額計算の特例	売上税額の計算の特例  仕入税額の計算の特例	軽減税率対象売上のみなし計算(4年間)(注1)  軽減税率対象仕入のみなし計算(1年間)  現行どおり  簡易課税	見直し	
検証		検証	検証	

(注1) 中小事業者以外の事業者は、1年間の措置。  
 (注2) 中小事業者以外の事業者は、1年間の措置として、簡易課税の準用及び事後選択・適用が可能  
 (注3) 中小事業者とは基準期間における課税売上高が5,000万円以下の事業者（免税事業者を除く）

(出典) 財務省資料（一部編集）

# 消費税 軽減税率制度（軽減税率の対象品目）

## ポイント

軽減税率の対象品目である飲食料品については、食品表示法に規定する食品の譲渡が対象となり、酒類や外食（下記表を参照）などは軽減対象品目から除かれます。

## 改正内容

飲食料品[食品表示法に規定する食品]

酒類  
「酒税法に規定」

外食サービスとしての提供

※一体商品  
「おもちゃ付  
お菓子など」

軽減税率の対象！

軽減税率の対象=8% ○  
(外食に当たらない)

<テイクアウト・持ち帰り・宅配>

①飲食設備がない場合等

- ・牛丼屋・ハンバーガー店のテイクアウト
- ・そば屋の出前・ピザの宅配
- ・屋台での軽食（テーブル、椅子等の飲食設備がない場合）
- ・寿司屋のお土産

②食事の提供に当たらないもの

- ・コンビニの弁当・惣菜（イートイン・コーナーのある場合であっても、持帰りが可能な状態で販売される場合は軽減税率）

軽減税率の対象外=10% ×  
(外食に当たる)

<外食・イートイン>

- ・牛丼・ハンバーガー店での「店内飲食」
- ・そば屋やピザ屋の「店内飲食」
- ・フードコートでの飲食
- ・寿司屋での「店内飲食」
- ・コンビニのイートインコーナーでの飲食を前提に提供される飲食料品
- ・ケータリング、出張料理

※食品部分が主体であり、一定金額以下は軽減税率の対象

（出典）財務省資料（一部編集）

## 適用時期

平成29年4月1日以後に行う資産の譲渡等及び課税仕入れ等について適用

# 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入①

## ポイント

消費税の軽減税率制度の導入にあわせて、適格請求書等保存方式（いわゆる「インボイス制度」）が平成33年4月1日より導入されます。また、当面の間は経過措置が講じられます。

## 改正内容

【出典】財務省資料（一部変更）

		請求書等保存方式 (現行制度)	区分記載請求書等保存方式 (平成29年4月~)	適格請求書等保存方式 (平成33年4月~)
請求書の記載事項		<ul style="list-style-type: none"><li>・請求書発行者の氏名又は名称</li><li>・取引年月日</li><li>・取引の内容</li><li>・対価の額</li><li>・請求書受領者の氏名又は名称</li></ul>	同左プラス <ul style="list-style-type: none"><li>・軽減税率の対象品目である旨</li><li>・税率ごとに合計した対価の額</li></ul>	同左プラス <ul style="list-style-type: none"><li>・登録番号</li><li>・消費税額</li></ul>
適格請求書の交付義務及び罰則		<ul style="list-style-type: none"><li>・交付義務なし</li><li>・不正交付の罰則なし</li></ul>		<ul style="list-style-type: none"><li>・<u>交付義務あり</u></li><li>・<u>不正交付の罰則あり</u></li></ul>
免税事業者の取り扱い	請求書	免税事業者も請求書の交付可		<u>課税事業者のみ請求書の交付可</u> ※請求書の交付については、適格請求書発行事業者の登録をしている事業者が交付した請求書のみ仕入税額控除の対象となる。
	仕入税額控除	免税事業者からの仕入税額控除可		<u>免税事業者からの仕入税額控除不可</u> ただし、免税事業者からの仕入れについて、 <u>3年間：80%、その後3年間：50%</u> の仕入税額控除が可能

## 適用時期

平成33年4月1日から適用（それまでの間は経過措置が適用）

# 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入②

## ポイント

消費税の軽減税率制度の導入にあわせて、適格請求書等保存方式（いわゆる「インボイス制度」）が平成33年4月1日より導入されます。また、当面の間は経過措置が講じられます。

## 改正内容

		請求書等保存方式 (現行制度)	区分記載請求書等保存方式 (平成29年4月~)	適格請求書等保存方式 (平成33年4月~)
税額計算	取引総額からの『割戻し計算』 (例) 10,800円×8/108=800円	税率ごとの取引総額からの『割戻し計算』 (例) 10%対象：22,000円×10/110=2,000円 + 8%対象：10,800円× 8/108= 800円 合計 2,800円	税率ごとの取引総額からの『割戻し計算』又は適格請求書の税額の『積上げ計算』 (例) 『積上げ計算』の場合 2,000円+800円=2,800円	
税額計算の特例	売上税額	-	軽減税率対象売上のみなし計算 (中小企業者は4年間、 それ以外の事業者は1年間)	-
	仕入税額	-	・軽減税率対象仕入のみなし計算 (1年間) ・簡易課税の事後選択 (中小企業者以外の事業者は1年間の 措置として、簡易課税の準用及び事後 選択・適用が可能)	-
その他		・せり売りなど媒介・取次業者により代替発行された請求書による仕入税額控除可 ・3万円未満の取引や自動販売機からの購入、中古品販売業者の消費者からの仕入れ等は、帳簿の記帳で仕入税額控除可 ・小売業等が発行する請求書は、記載事項を簡略可（受領者の名称の記載不要）	同左（ただし、3万円未満の取引に 係る規定は廃止）	

# 請求書等保存方式の比較

## ポイント

適格請求書等保存方式（いわゆる「インボイス制度」）による「適格請求書（仮称）」の交付は、あらかじめ適格請求書発行事業者の登録をした事業者のみ可能となります。

## 改正内容

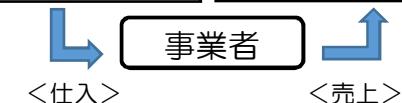
（出典：財務省資料）

### 現行の請求書等保存方式

請求書 ○○御中 11月分 21,600円(税込) 11/1~30 食料品等 5,400円  合計:21,600円
請求書(控) □□御中 11月分 43,200円(税込) 11/1~30 食料品等 10,800円  合計:43,200円

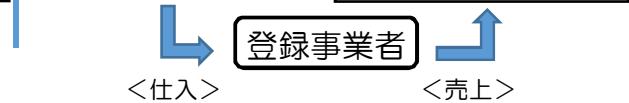
### 区分記載請求書等保存方式

請求書 ○○御中 11月分 21,800円(税込) 11/1 食料品 <b>※</b> 5,400円 11/8 雑貨 5,500円  合計:21,800円
内訳 (10%対象) 11,000円 ( 8% 対象) 10,800円  (注) ※は軽減税率(8%)適用商品



### 適格請求書等保存方式

請求書 ○○御中 11月分 20,000円(本体) 11/1 食料品 <b>※</b> 5,000円 11/8 零貨 5,000円  合計:20,000円 消費税:1,800円
内訳 (10%対象 10,000円 消費税 1,000円) ( 8% 対象 10,000円 消費税 800円) △△(株) 登録番号○○○○○



① (単一税率のため※は不要)	※印の記載あり（買手による記載も可）	※印・税率・税額の記載あり
② (単一税率のため税率毎の取引金額は不要)	税率毎の取引金額の記載あり (買手による記載も可)	税率毎の取引金額の記載あり
③ 請求書等の交付義務なし	請求書等の交付義務なし	請求書等の交付義務あり
④ 不正発行の罰則なし	不正発行の罰則なし	不正発行の罰則あり
⑤ 事業者番号の記載なし	事業者番号の記載なし	事業者番号の記載あり

# 売上税額の簡便計算に係る経過措置

## ポイント

売上を税率ごとに区分することが困難な事業者については、一定のみなし割合により売上に係る消費税額を計算することが可能となります。

## 改正内容

- 基準期間における課税売上高が5,000万円以下である軽減対象課税資産の譲渡等を行う事業者（免税事業者を除く）は、平成29年4月1日から平成33年3月31日までの期間に、以下の特例を選択することが可能となります。
- 基準期間における課税売上高が5,000万円超である軽減対象課税資産の譲渡等を行う事業者は、平成29年4月1日から平成30年3月31日の属する課税期間の末日までの期間について、以下の特例を選択することが可能となります。

いずれも国内において行う課税資産の譲渡等を税率の異なるごとに区分することにつき困難な事情があるときに限り適用

### 軽減対象課税資産の譲渡等の対価の額

$$= \text{全体の税込売上} \times \text{軽減税率売上割合} \times \frac{100}{108}$$

(出典：財務省資料を加筆)

#### ①仕入れを管理できる 卸売事業者・小売事業者

仕入れた商品をそのまま販売する卸売業・小売業の軽減税率対象品目の割合は、売上に占める割合と仕入に占める割合と概ね一致

##### 軽減税率売上割合

$$= \frac{\text{軽減税率対象品目の仕入額}}{\text{仕入総額}}$$

(注) 簡易課税の適用を受けない卸売業・小売業を営む事業者が対象

仕入れの管理ができれば、売上税額の計算が可能

#### ② ①以外の事業者

- 仕入れた商品を加工して販売する場合は、①の方法は不適切
- 仕入れの区分経理が行えない事業者は、①を使えない

##### 軽減税率売上割合

$$= \frac{\text{通常の連続する10営業日の軽減税率対象品目の売上額}}{\text{通常の連続する10営業日の売上額}}$$

通常の連続した10日間の売上げの管理ができれば、売上税額の計算が可能

#### ③ ①・②の計算が困難な事業者

仕入れの管理も、10日間の売上げの管理もできない場合は、①・②のいずれの方法でも売上税額の計算ができない

##### 軽減税率売上割合

$$= \frac{50}{100}$$

(注) 主に軽減税率対象品目を販売する事業者が対象

売上げや仕入れの管理ができない場合の、売上税額の計算方法を規定

# 仕入税額の簡便計算に係る経過措置

## ポイント

仕入れを税率ごとに区分することが困難な事業者については、一定のみなし割合により仕入れに係る消費税額を計算することが可能となります。

## 改正内容

1. 軽減対象課税資産の譲渡等を行う事業者（免税事業者を除く）は、卸売業および小売業に係る課税資産の譲渡等に占める**軽減対象課税資産の譲渡等の割合**を用いて、その課税期間の仕入れ税額を簡便に計算することができる措置が講じられます。
2. 事業者（免税事業者を除く）が、課税期間の末日までに、簡易課税制度選択届出書等を提出したときは、その提出した日の属する課税期間から簡易課税制度※の適用が認められる措置が講じられます。

いずれも平成29年4月1日から平成30年3月31日までの日の属する課税期間の末日までの期間に、国内において行う課税仕入れ等を税率の異なるごとに区分することにつき困難な事情があるときに限り適用

軽減対象税込課税仕入等の対価の金額

$$= \text{全体の税込支払対価の額} \times \text{軽減税率仕入割合}$$

※基準期間の課税売上高が5,000万円超の事業者については、「簡易課税に準じた計算」

### ①売上げを管理できる

卸売事業者・小売事業者

仕入れた商品をそのまま販売する卸売業・小売業の軽減税率対象品目の割合は、売上に占める割合と仕入に占める割合と概ね一致

軽減税率仕入割合

$$= \frac{\text{軽減税率対象品目の売上額}}{\text{売上総額}}$$

(注) 簡易課税の適用を受けない卸売業・小売業を営む事業者が対象

売上げの管理ができれば仕入税額の計算が可能

### ② ①の計算が困難な事業者

(出典：財務省資料を加筆)

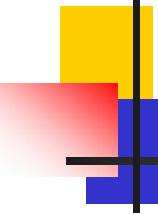
①の方法では仕入税額の計算ができる  
ない事業者

課税売上高が5千万円以下の中小事業者について事後選択により、簡易課税制度の適用が受けられることになります。

※現行は、課税期間の開始前に選択

※中小事業者以外についても同様の特例

売上げや仕入れの管理ができない場合、  
簡易課税制度の方法により仕入税額を計算



# 事業者向け電気通信利用役務の提供に係る消費税の内外判定基準の見直し

## ポイント

平成27年度税制改正において、電気通信利用役務の提供に係る消費税の国内取引の判定については仕向地主義（役務の提供を受ける者の住所地等）によりおこなうこととなりましたが、事業者向けの電気通信利用役務の提供に係る国内取引の判定については、下記の通り見直しがおこなわれます。

## 改正内容

○事業者向けの電気通信利用役務の提供（国外事業者が行う電気通信利用役務のうち、その役務の性質又は取引条件等から、当該役務の提供を受ける者が通常事業者に限られるもの）の内外判定について、以下の見直しがおこなわれます。

### （1）国内事業者が、国外事業所等で受ける事業者向け電気通信利用役務の提供

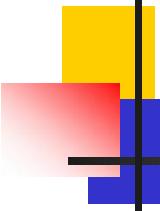
役務提供の内容	現行	改正案
国内事業者が国外事業所等において受ける事業者向け電気通信利用役務の提供のうち、国内以外の地域においておこなう資産の譲渡等にのみ要するもの	国内取引 (課税)	国外取引 (課税対象外)

### （2）国外事業者が、国内の恒久的施設において受ける事業者向け電気通信利用役務の提供

役務提供の内容	現行	改正案
国外事業者が国内の恒久的施設において受ける事業者向け電気通信利用役務の提供のうち、国内においておこなう資産の譲渡等に要するもの	国外取引 (課税対象外)	国内取引 (課税)

## 適用時期

平成29年1月1日以後に行われる特定仕入れについて適用



# 高額資産を取得した場合における消費税の中小事業者に対する特例措置の適用関係の見直し①

## ポ イ ン ト

本則課税事業者が、その課税期間中に国内で高額資産の仕入等をおこなった場合、又は自ら資産の建設等をした場合には、一定の課税期間において事業者免税点制度及び簡易課税制度が適用できなくなります。

## 改 正 内 容

### 【規制の対象となる取引】

- (1) 本則課税期間中における、国内における高額資産（※1）の課税仕入れ  
又は高額資産の保税地域からの引取り（以下「高額資産の仕入れ等」という）
- (2) 本則課税期間中において、自ら資産の建設等をした場合

### 【規制の対象となる課税期間】

- (1) の場合  
⇒ 「当該高額資産の仕入れ等の日の属する課税期間」から  
「当該課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間」まで
- (2) の場合  
⇒ 「建設等に要した費用の額が税抜1,000万円以上となった日の属する課税期間」から  
「当該建設等が完了した日の属する課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間」まで

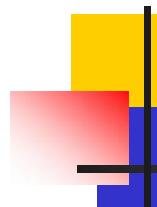
（※1）一取引単位につき、支払対価の額が税抜1,000万円以上の棚卸資産又は調整対象固定資産（※2）

（※2）棚卸資産以外の資産で、建物、構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具、工具、器具及び備品、無形固定資産その他の資産で、一の取引単位の価額が税抜100万円以上のもの

## 適 用 時 期

平成28年4月1日以後の高額資産の仕入れ等について適用

ただし、平成27年12月31日までに締結した契約に基づき、平成28年4月1日以後に高額資産の仕入れ等をおこなった場合には、適用しない



## 高額資産を取得した場合における消費税の中小事業者に対する特例措置の適用関係の見直し②

### 改 正 内 容

(1) 本則課税期間中における、国内における高額資産の仕入れ等

	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
現行	課税事業者 (本則)	免税事業者 or簡易課税 選択可	免税事業者 or簡易課税 選択可	免税事業者 or簡易課税 選択可	免税事業者 or簡易課税 選択可
改正案	課税事業者 (本則)	免税事業者 or簡易課税 選択不可	免税事業者 or簡易課税 選択不可	免税事業者 or簡易課税 選択可	免税事業者 or簡易課税 選択可

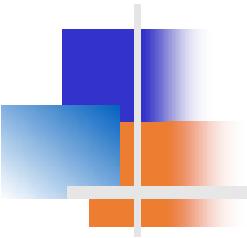
高額資産の仕入れ

(2) 本則課税期間中において、自ら資産の建設等をした場合

	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
現行	課税事業者 (本則)	免税事業者 or簡易課税 選択可	免税事業者 or簡易課税 選択可	免税事業者 or簡易課税 選択可	免税事業者 or簡易課税 選択可
改正案	課税事業者 (本則)	免税事業者 or簡易課税 選択不可	免税事業者 or簡易課税 選択不可	免税事業者 or簡易課税 選択不可	免税事業者 or簡易課税 選択可

建設中

完成  
(建設費1,000万円以上)



その他

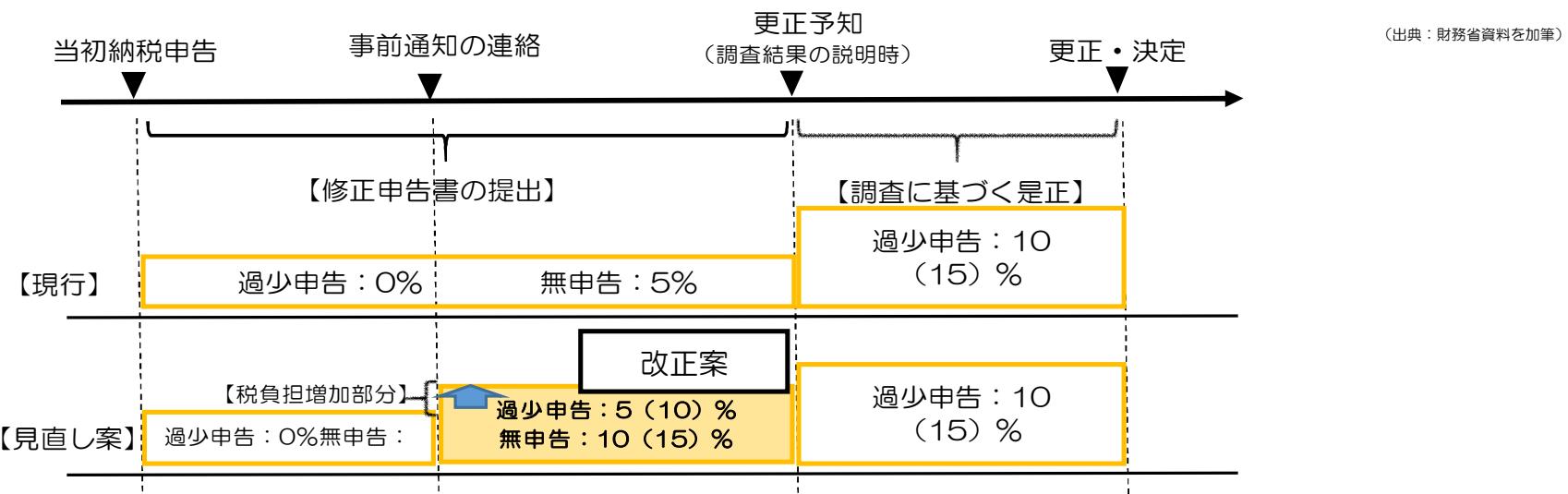
# 過少申告加算税等の見直し

## ポイント

当初の納税申告の適正性及び自主的な修正申告の履行を高める観点から、国税の見直しを踏まえ、「事前通知」から「更正予知」までの期間については新たな加算税（「事前通知の連絡」後の加算税は一段高い加算税）の対象となります。

## 改正内容

国税については、自主的に修正申告をした場合との税負担に差がないため事前予知の直後に多額の修正申告等を行い、加算税の賦課を回避している事例が顕著であるとして、当初申告のコンプライアンスを高める観点から、「事前通知」から「更正予知」までの期間については、新たな加算税（事前通知前よりも一段高い加算税）の対象となります。



(注) カッコ書は、期限内申告税額と50万円のいずれか多い額を超える部分に対して加重される加算税の割合です。

## 適用時期

平成29年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税について適用

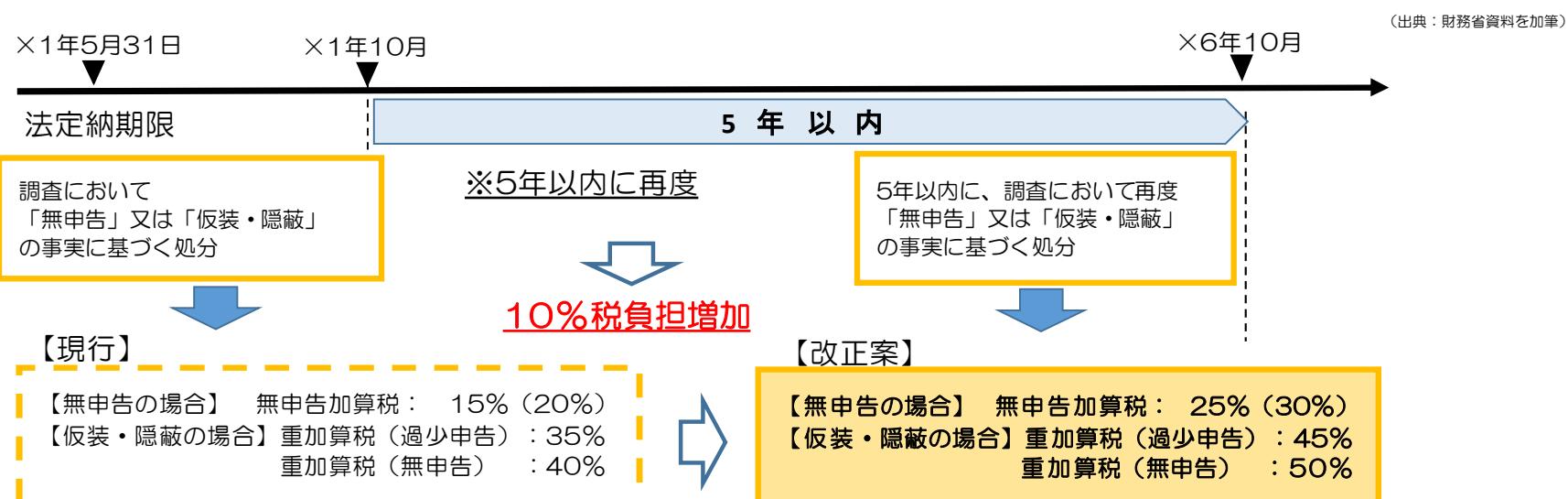
# 重加算税等の加重措置の導入

## ポイント

課税価格を偽って納税申告をする等、悪質・巧妙な事例が見受けられることから、過去5年以内に無申告加算税又は重加算税が賦課された者に対し、再び無申告加算税を賦課する場合について、これらの加算税を10%加重する措置が導入されます。

## 改正内容

国税については、現行の加算税率が「無申告又は仮装・隠蔽」が行われた回数にかかわらず一律であるため、意図的に「無申告又は仮装・隠蔽」を繰り返す者に対する牽制効果が限定的なものとなっているのを改め、悪質な行為を防止する観点から、過去5年以内に無申告加算税又は重加算税を賦課された者から、再び「無申告又は仮装・隠蔽」に基づく修正申告書の提出等が生じた場合について、加算税を10%加重する措置が導入されます。



## 適用時期

平成29年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税について適用

# 国税関係書類に係るスキャナ保存制度の見直し

## ポイント

国税関係書類のスキャナ保存を行う際の承認の要件が定められます。  
スキャナ機器について、デジタルカメラ、スマートフォンによることも認められます。

## 改正内容

### スキャナ保存制度の見直し（改正案概要）

- ① 電磁的記録に記録（スキャン）する際に用いる装置について、「固定型（原稿台と一体となったもの）」という要件を廃止
- ② 受領者が記録（スキャン）する際の手続要件の見直し
- ③ 小規模企業向けの手続要件緩和の特例を措置

#### 現行

##### <スキャナ保存制度全般>

- 電子化には固定型のスキャナを使用する必要がある
- 領収書を受け取った人は、領収書を事務室に持ち帰り、社内の経理担当者等が原本を確認してから、領収書を電子化する

##### <小規模企業者の特例>

- チェック体制のために最低でも3名が必要。そのため、従業員の少ない企業者にとって負担となっている

#### 改正案

##### <スキャナ保存制度全般>

- スマホやデジカメでも電子化ができる
- 領収書を受け取った人は、スマホの写真機能を使って、いつでも、どこでも、領収書を電子化できる。経理担当者も、画像を確認すればよいので、経費精算がスムーズ

##### <小規模企業者の特例>

- 税理士にチェックしてもらうことにより、最低2名でも良くなるため、企業者の負担が軽減

## 適用時期

平成28年9月30日以後におこなう承認申請について適用

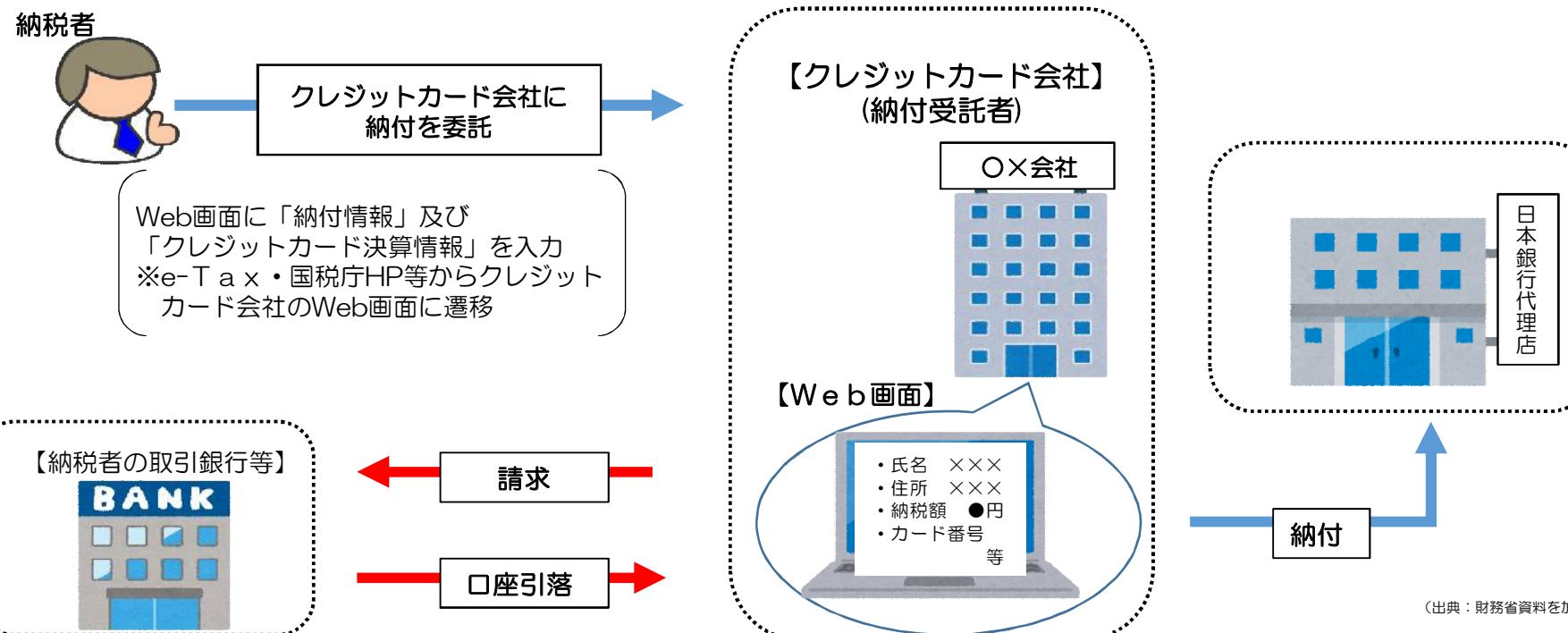
# クレジットカード納付制度の創設

## ポイント

国税の納付手段を多様化する観点から、クレジットカード納付を可能とする制度が創設されます。

## 改正内容

国税の納付手続について、国税を納付しようとする者がクレジットカードに係る事項につきインターネットを利用して行う入力により納付しようとする場合には、国税庁長官が指定する納付受託者に納付を委託することができるようになります。



## 適用時期

平成29年1月4日以後に国税の納付を委託する場合について適用

# 車体課税制度の見直し～総括～

## ポイント

自動車取得税が平成29年3月31日をもって廃止されます。  
自動車税・軽自動車税に環境性能割(仮称)が導入されます(税率は非課税～3%)。  
自動車税のグリーン化特例が見直しの上、延長されます。  
軽自動車税のグリーン化特例が延長されます。

## 改正内容

平成28年度改正において決定

平成28年4月

平成29年4月

自動車取得税



廃止

自動車重量税



エコカー減税の見直し

自動車税



グリーン特例の見直し

軽自動車税



環境性能割(仮称)の導入

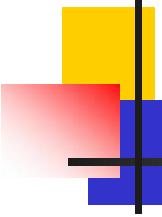
グリーン特例の延長

グリーン特例の見直し

環境性能割(仮称)の導入

自動車の保有に係る税負担の軽減に関する総合的検討、必要な措置の実施

(出典：財務省資料)



# 平成28年度税制改正冊子委員会

## 平成28年度税制改正冊子作成委員会

### 東京 朝日税理士法人

#### 作成担当者

- 〔本 部〕 石田夏子、大黒裕子、折原昭寿、栗原有加、柴田隆平、高尾英一、田中久計、  
東山秀之、松山浩也、三世川知生、森英亮、李健一、渡辺修平  
〔城 南〕 秋田大策、江渡美紀、沖敦、金子勲、藏方賢治、古閑俊郎、小坂光重、小柴徹久、  
島原由佳、須藤良明、高橋学、土田道太、戸出悟、中村能之、中山伊知郎、間所光洋、  
安井尚史、山本健史  
〔神奈川〕 中村浩之、百武美和子

#### 事 務 局

- 〔本 部〕 長谷川ルリ子  
〔城 南〕 木屋正樹、松原喜一郎、小林浩二

#### 連 絡 先

- 〔本 部〕 東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館A 5階  
TEL 03-3556-6000 担当 長谷川ルリ子  
〔城 南〕 東京都世田谷区玉川台2-3-20  
TEL 03-3700-3331 担当 木屋正樹・松原喜一郎・小林浩二

本資料は、平成27年12月16日に公表された「平成28年度税制改正大綱」及び税制調査会等の資料等を基に、平成28年度の予定される税制改正の内容を解説したもので、改正は国会の審議を経て可決・決定されるものであり、本資料の内容には正確を期しておりますが、改正内容等の確実性・正確性・網羅性を保証するものではありません。予定される税制改正を踏まえ意思決定等をおこなうときは、必ず事前に顧問税理士等の専門家に相談してください。また、資料の出典については、出典先の資料をそのまま使ったケースと一部に加筆修正したケースがあります。